

鞍手町告示第 62 号  
平成 23 年 9 月 13 日

鞍手町ホームページ有料広告掲載規程

(趣旨)

第 1 条 この告示は、鞍手町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）への有料広告掲載に関し、鞍手町有料広告掲載に関する規則（以下、「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告掲載に関する契約を締結した者を仲介事業者という
- (2) 広告掲載を希望する者を申込者という
- (3) 広告掲載主となった申込者を広告事業者という

(広告の種類)

第 3 条 ホームページに掲載する広告は、テキスト広告又はバナー広告の 2 種類とする。

(広告掲載内容の制限)

第 4 条 町ホームページに掲載することができる広告の内容及びデザインは、この規程に定めるもののほか、規則第 4 条及び第 5 条の規定によるものとする。

(広告のリンク先ホームページ)

第 5 条 広告のリンク先ホームページが次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがある場合は、当該広告の掲載を認めない。

- (1) 掲載されている事業が、町政を連想させる分野である等、閲覧者が町の事業であると錯誤しやすい内容を含むもの
- (2) 町ホームページからリンクすることが不適切な内容であると町長が認めるもの

(広告の規格)

第 6 条 規則第 6 条に規定する広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) テキスト広告 文字サイズ 10ポイント以下 文字数 40文字以内
- (2) バナー広告 サイズ 縦60ピクセル、横220ピクセル
- (3) 形式 GIF（アニメーション可）、JPEG又はPNG
- (4) データ容量 20KB以内

2 広告画像は、次に掲げる表現を含んではならない。

- (1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の操作を示すボタンを模した表現
- (2) アラートマークを模した表現
- (3) ラジオボタンを模した表現
- (4) テキストボックスを模した表現
- (5) プルダウンメニューを模した表現
- (6) 前各号に掲げるもののほか、閲覧者の意思に反した操作を行わせる又はそのおそれがある表現

3 広告は、閲覧者が町ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同することを防ぐため、次に掲げる表現を含んではならない。

- (1) 町ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 閲覧者が町の事業者であると錯誤しやすいもの

4 広告は、「J I S X 8 3 4 1 - 3 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」（以下、「ウェブコンテンツ J I S」という。）の規定に配慮しなければならない。

5 この条に掲げるもののほか、広告のデザインに関して必要な事項は、町と広告事業者と協議の上、決定するものとする。

（広告の掲載位置及び枠数）

第7条 規則第6条に規定する広告の掲載位置は町ホームページのトップページとし、広告の枠数は、町長が定める。ただし、必要があれば掲載位置を変更することができる。

（広告の取り扱い）

第8条 広告の募集は、仲介事業者が行う。

（広告の募集）

第9条 広告の募集は、町ホームページ等により行うものとする。

（広告掲載の申込）

第10条 申込者は、仲介事業者を通じて規則第7条の規定により申し込むものとする。

2 同一申込者が申込める広告は、1か月に1枠を原則とする。ただし、募集枠に余裕がある場合はこの限りではない。

（掲載期間）

第11条 広告の掲載期間は、1か月単位とし、申込者が複数月の掲載を希望する

ときは、希望月数に応じて掲載を承諾することができるものとする。

2 広告の掲載を開始する日及び終了する日は、町長が定める。

(広告掲載の選定)

第12条 仲介事業者は、第9条の規定に従い、申込者を募集し、第4条、第5条及び第6条の規定に従い、選定しなければならない。

2 仲介事業者は、申込者数が第6条の規定により指定した枠数を超えたときは、次の順位により掲載する者を決定する。なお、同順位のものがある場合は、申込の町への到達が早いものを優先するものとする。

(1) 通年で広告掲載を希望するもの

(2) 掲載希望期間が長いもの

(3) 町内に事務所又は事業所を有するもの

3 広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときは、前項の規定により他の申込者が優先されたために掲載することができなかった申込者を優先することができるものとする。

(広告掲載の決定)

第13条 仲介事業者は、前条の規定に従って選定した結果を、申請書一覧にて町長に報告し、広告掲載の可否の承認を受けなければならない。

2 町長は、広告掲載の可否を決定し、規則第9条の規定により、その結果を仲介事業者に通知し、仲介事業者は申込者に通知する。

(広告掲載料)

第14条 広告の掲載料金（以下「広告掲載料」という。）は、仲介事業者が定める。

2 第13条の規定により、広告事業者は、広告掲載料を仲介事業者の指定する期日までに、仲介事業者が指定する方法で納入するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第15条 広告事業者は、第6条に定める規格で作成されたテキスト文言、データ（以下「広告原稿」という。）を仲介事業者が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告事業者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告事業者の責務)

第16条 広告事業者は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告事業者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、町長

に対して保証するものとする。

- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされたときは、広告事業者の責任及び負担において解決することとする。

(広告事業者の申出による広告の変更)

第17条 広告事業者は、継続して広告掲載するときは、規則第15条の規定によりテキスト文言、広告画像の変更を求めることができる。

- 2 第1項の規定により変更を求めるときは、変更分の掲載を希望する日の2週間前までに、希望する広告原稿を添え、仲介事業者を通じて町長に申し込まなければならない。

(広告事業者の届出義務)

第18条 広告事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、リンク先・掲載位置一覧により速やかに広告代理店を通じて町長に届け出なければならない。

- (1) リンク先ホームページのURLを変更するとき。
- (2) リンク先ホームページの内容を大幅に変更するとき。
- (3) 広告事業者の名称、所在地及び連絡先等を変更するとき。
- (4) 広告事業者、広告の内容等が、規則及びこの規程に抵触することとなったことその他の理由により、広告掲載の申し込みを取り消すとき。

(広告内容等の変更)

第19条 町長は、広告の内容、テキスト文言、デザイン及びリンク先のホームページ（以下「広告の内容等」という。）が第4条から第6条の規定に抵触していると判断したときは、広告事業者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

- 2 広告事業者は、町長の求めに応じて、自己の責任及び負担で広告の内容等の変更を行うものとする。

(広告掲載の取り消し)

第20条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告事業者への催告その他何らの手続きを要することなく広告掲載の決定を取り消し、又は各号に掲げる事由が解消されるまでの期間広告掲載を停止することができる。

- (1) 指定する期日までにリンク先・掲載位置一覧の提出がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (3) 指定する期日までに広告文言、データの提出がないとき。
- (4) 前条の規定による広告の内容等の変更を広告事業者が行わないとき。
- (5) 広告事業者、広告の内容等がこの規程に抵触する場合において、前条の規定

による広告の内容等の変更によっても解消できないとき。

(6) 町の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(広告掲載の取り下げ)

第21条 広告事業者は、自己の都合により、町ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告事業者は、前項の規定により広告掲載を取り下げようとする場合は、書面により仲介事業者に申し出なければならない。

3 仲介業者は、前項の規定により取り下げた広告事業者について、町長に報告し、承認を得なければならない。

4 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済の広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第22条 広告事業者の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告事業者に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。

3 第1項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第23条 広告掲載期間内に、広告事業者の責に帰さない理由により、鞍手町が広告を掲載できなかったとき、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1か月当たり1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(その他)

第24条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。